

基本的施策 1

男女の人権を尊重する教育の充実

現状と課題

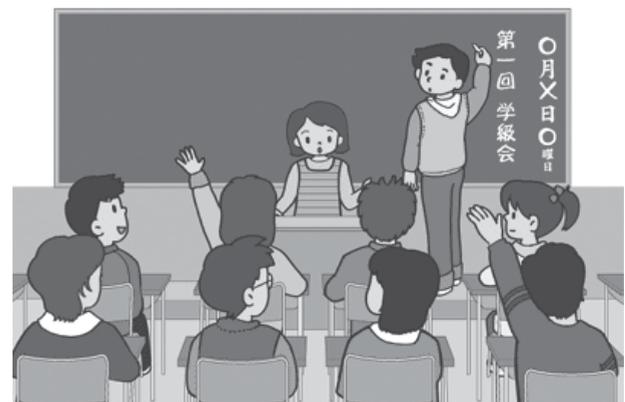
沼津市では、平成17年3月策定の前計画及び、平成20年度から施行している条例に基づき、市民の人権意識向上のための施策を展開してきました。

しかし、地域や世代に差はあるものの、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識を有することが不可欠であり、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進するための教育学習の充実を図ることが必要です。

方針

性別にかかわらず、一個人として多様な生き方ができるよう、それぞれの対象に応じた、情報提供や学習する機会を提供します。



施策の方向

(1) 男女の人権を尊重するための意識啓発

男女が性別に関係なくお互いの人権を認め、尊重し合う意識の啓発を行います。

具体的施策	具体的内容	担当課
男女共同参画の視点による 刊行物の表現の適正化	○刊行物の用語、イラストなどの表現方法についての点検指導を行う。	市民協働課
人権にかかわる市民の意識 啓発と相談体制の充実	○人権に関する学習の機会及び情報を提供する。	市民協働課
	○被害者に的確・迅速な対応をする人権 法律相談などの相談体制の充実に努める。	市民相談センター

(2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実

教育・保育現場において、子どもたちの人権を尊重する意識を育むための、教育や学習を実施します。

具体的施策	具体的内容	担当課
保護者や教職員・保育士等 への人権教育の充実	○保護者や教職員、保育士等への子ども の人権尊重に関する教育を行う。	学校教育課 子育て支援課
児童・生徒の人権に関する 教育の充実	○児童・生徒への人権尊重の意識を育む 教育を行う。	学校教育課